

宗教団体法(昭和十四年)と

日本のアジア大陸侵略との関連

ペーター・フィツシャー

この講演にお集りの皆様の中で、二十世紀前半の東亜、特に日本
の事情にあまり詳しくない方は、「宗教団体法(昭和十四年)と日
本のアジア大陸侵略との関連」というテーマをお聞きになって、
一体この宗教団体法が日本の侵略と、どういう関係があるのかと、
疑問に思われるかもしれない。

昭和十四年一月、日本政府がこの法律を帝国議会に提出したと
き、日本はすでに支那と、宣戦こそしないが、一年半にわたる苦
しく且つ甚大な損失を伴う戦争を交えていた事実を思えば、この
両者の関係を、次のように描き出すことは、恐らく、それほど難し
くはないと思われる。

遅くとも、第一次世界大戦以後、戦争の経過と結末にとって、
経済力、軍事力、或いは戦略的、外交的技倆が重大な意味をもつ

ばかりでなく、いかに心理戦、思想戦を行うかが無視できぬ役割
を果すことは、周知の事実である。¹⁾それ故、日支戦争の際に、日
本政府が国中の宗教をも、宗教団体法で、心理戦或いは思想戦に
巻き込み、それを利用せんとしたことは、容易におわかりのこと
であろう。

宗教団体法に基づいた昭和十二年―昭和二十年の天皇制下の宗
教政策に関する、目下のところ、最良の入門書である『戦時宗教総
動員体制』²⁾(昭和五十二年)を、この観点から眺めると、この書の
著者、真言宗僧侶・岡田弘隆は、日本政府の宗教団体法(昭和十
四・十五年)、それに伴う法規の狙いを、以下の五つにまとめてい
る。

一、「現下非常時局」に際して、宗教法規の整備による宗教の健

全なる発達。

二、宗教総動員を目的として、すべての宗教に対する文部省による監督強化と統制管理。

三、宗教団体の強制的合同による、統制管理の中央集権化。この狙いは、明文化こそされていないが、やがて、法律が施行されると、これが明確化する。

四、国内の宗教行政に於ける根本法規の整備が、植民地と占領地に於ける宗教行政の指針をも確立するという期待。

五、国内での国民精神総動員、「高度国防国家」建設の為並びに植民地・占領地での思想戦の為の、すべての宗教の徹底的政治利用。⁽⁴⁾

狙いというよりは、むしろ当然な希望である第四点を除いて、昭和十四・十五年の宗教立法に関する政府の根本的な狙いは、一から五で述べられている。

しかし私はここで、この点に関して、まったくお粗末としかいえない外国での研究は論外として、日本での宗教団体法を扱った従来の研究においても、問われていない二つの問題を提起したいと思う。その二つの問題とは、

一、上述の狙いは、日本政府にとり、どれも同じ比重を占めて

いたのであろうか？

二、上述の狙いのすべては、このような立法によってのみ、実現可能であったのか？

第一の問題に関しては、日本での研究に、二つの根本的立場を確認できる。

その第一は、宗教団体法施行の狙いとして、宗教の全面的統制と戦争への動員を、同比重に見る立場である。(たとえば、宗教学者村上重良の立場)⁽⁶⁾これに対して、第二は、政府は主として「宗教界をあげて」「高度国防国家」建設と植民地・占領地宣撫のために「総動員を図つたと見る立場である。(たとえば、岡田弘隆)私自身としては、この第二の立場を正しいとみなす。それというのは、宗教の健全なる発達、統制的・中央集権的或いは全面的管理は、そのものが狙い、または、自己目的でなく、対内外に宗教の全面的動員を目指す前提であったからである。それは、あたかも日本政府が、対内外への宗教の全面的動員が本法を通して、より迅速に、または本法の助けをかりてのみ達成され得るとみなしていたかの観がある。

しかし乍ら、私は、この点を更にもう一步進めて、宗教の対内的動員が対外的動員と、全く同じ意義をもっていたかどうかとい

う、今まで問われたことのない問いを、当時の内外の政治状況をも考慮しながら、主として、帝国議会議事速記録を資料として用い、ここで検討してみたいと思う。私の問いを、もっと明白に、具体的に述べると、以下のごとくである。

日本政府の宗教団体立法案・施行に関する真の決定的な動機は、アジア大陸での思想戦の為の宗教の動員にあったのではなからうか？

この問いと、その根底にある問題性を、より良く理解していたために、まず、帝国議会に宗教団体法が提出された一週間後、『週報』に発表された文部省の公布をもとにして、政府側から見た本法の主な内容を述べてみたい。

一、本法は、宗教団体と宗教結社に適用される。宗教団体とは、宗教の教義の宣布及び儀式の執行を目的とし、一定の要件のもとに文部大臣又は地方長官の認可を受けて設立された団体を謂う。目的を同じくするも、本法に於いて宗教団体でない、他のすべての団体・結社を宗教結社と謂う。

二、宗教団体は、教派・宗派・教団・寺院・教会の五種類に分れる。最初の三種類は、後の二種類―寺院又は教会―を要素として含む包括団体である。基督教並びに名称をあげられていな

い、従来、宗教法規の埒外に置かれていた宗教の教団は、法的に包括団体として認められると、神道及び仏教と同様に取り扱われる。⁽⁸⁾

三、宗教団体の設立に際して、教派・宗派・教団にあつては、文部大臣の、寺院・教会にあつては、地方長官の認可を必要とする。

「どんなものでも、という訳には行かぬ。相当の歳月を閲し、物心両面の基礎も確立して、国家社会に貢献を為すものでなければ、認可は与えられないと思う。認可を得て宗教団体となつたものに対しては、国家は一定の保護特典を⁽⁹⁾与えて、その教化活動⁽¹⁰⁾をますます⁽¹¹⁾旺盛にしなければならぬ。」

保護特典として、すべての宗教団体に対して、所得税・地方税の免除、寺院・教会の地租の免除、宗教団体の礼拝用に供する建物やその敷地、寺院や教会の宝物については、原則として差押禁止等が考えられた。

四、その他の保護特典として、寺院は法人である。その他の宗教団体は、これを法人となすことができる。

五、民法が法人に対して規定している、¹³⁾ 宗教法人の破産による解散を防ぐ為、まず救済策として、その宗教団体を非法人として、認可するという規定が考えられた。再建の見込みがない場合は、宗教団体としての設立認可を取り消すことができる。ここではじめて、最終的な解散に至るものとする。

六、宗教結社は、上述の保護特典に授らぬ。宗教団体でない結社が、教義の宣布及び儀式の執行を為す場合、たとえその結社が自ら、宗教結社でない、と主張しても、届出は、必ずしななければならぬ。若し十四日以内に届出が行われない場合、又は虚偽の届出を行った場合、代表者は、罰金に処せられる。

七、憲法第二十八条との関連における宗教団体・宗教結社に対する監督規定。

すなわち第二十八条には、

「日本臣民は、安寧秩序を妨げず及び臣民たるの義務に背かざる限に於いて、¹⁴⁾ 信教の自由を有す。」

とあるが、従来の宗教立法には、このような宗教行為を制限しうる法規が欠けていた。それ故、教義の宣布・儀式の執行又はその他の宗教上の行事が安寧秩序を妨げ又は臣民たるの義務にそむくときは、文部大臣はこれを制限又は禁止できる。場合

によつては文部大臣は、当然宗教団体の設立認可を取り消すことができるといふ規定を設けている。¹⁵⁾

昭和十四年一月十八日、平沼内閣は、宗教団体法案を貴族院に提出し、その六日後、荒木文相は貴族院で、この法案の内容・理由を説明した。その提案理由から、後に多くの政府閣僚又は議員が、表現に若干の差こそあれ、繰り返しとりあげ、且つ政府側の戦時宗教総動員の発布にほかならなかつた、核心となる思想を、引用したいと思う。

「宗教が国民精神ノ振作、国民思想ノ啓導ニ重大ナル關係ヲ有スルコトハ言フ俟タヌ所デアリマスルガ、特ニ現下非常時局ニ際シマシテハ、人心ノ感化、社会風教ノ上ニ甚大ナル影響ヲ齎ス宗教ノ健全ナル發達コソ肝要デアルト申サネバナラヌデアリマス」¹⁶⁾

荒木文相の説明にひきつづき、貴族院は法案審議特別委員会を設置した。この委員会は、十五回にわたり開かれ、委員長柳原伯爵の見解によれば、この法案の最重要事項、すなわち破産による宗教法人の解散問題審議のため、更に特別小委員会を設置した。¹⁷⁾

委員長柳原の抱括的な報告によれば、二月十八日の法案第一読会を皮切りに、委員会は主として法案の組織的且つ行政問題並びに

神社問題、回教問題について審議したことが分る。柳原は報告のまとめとして、「本法ノ制定ハ自然外地域ハ満州国ニ於ケル宗教行政、宗教立法ニモ好影響ヲ与フルデアラウト考ヘルコトデアリマスル¹⁹⁾」という確信を表明した。そして宗教家への次の呼びかけで報告を結んだ。

「此ノ際切ニ我ガ国ノ宗教家諸氏ニ望ムノハ、本法成立ノ暁ニハ、宗教家本来ノ使命ト、其ノ高キ天職ニ鑑ミ、徒ニ安逸ニ流レズ、積極的ニ大イニ進シテ国家ノ為ニ雄飛活躍シ、其ノ教化ト機能トヲ十分ニ發揮シ、悠久約三千年ノ永キニ亘ル我ガ国筆國以來ノ堅固不拔ナル皇道精神ニ順応シ、国策ノ大本ニ至大ノ貢献ヲセラルルヤウ、私ハ衷心ヨリ宗教家諸氏ニ熱望致スノデアリマスル²⁰⁾」

ひきつづき衆議院でもなされる同様な呼びかけ、これは、まさに戦時宗教家総動員の宣言とみなしてよからう。

委員長報告に続く発言は、わずか二つしかなかった。土方寧は、本案の第一条に世界三大宗教の一つである回教が、神道・仏教・基督教のように、名をあげられていないと、遺憾の意を表明した。そして、回教徒の数は国内においてこそ少いが、アジア大陸には三億の信者がいる。そのうち満州・支那の西北国境地方に住

む信者は共產党の敵として、我共同の敵、ロシアに対して防共第一線に立っている。彼らの宗教を無視することで、これら同志の感情を害することは、防共が一大眼目であるこの聖戦に際して、努めて防げねばならないと述べた。²¹⁾

荒木文相は、基本的には、世界宗教としての回教の意義を認めるが、しかし本案は、国内の現状に基づいており、国内に於ける、今日までの回教の活動は十分といえず、その名を列記しなかったが、「基督教其ノ他ノ宗教ノ教団²²⁾」という表現に回教は含まれていない。ただし今後、回教が、神道・仏教・基督教に並ぶ活動を行なえば、自明の事ながら、それに応じた取り扱いを受けるであろうと回答した。²³⁾

山岡萬之助は、本案最も優れた点は、従来の法案と比らべて、宗教の分野にあまり深入りせず、それ故「憲法二十八条」を尊重する処にある。神社については一度も言及されぬ法案から見た解釈の結果として、神社は宗教ではなく、むしろ「国体」と一体不可分であり、それ故国民すべてが崇敬せねばならぬということが明らかであると述べた。²⁴⁾

山岡演説につづき、貴族院は、私のテーマにはさほど重要でない若干の修正をほどこし、法案を満場一致で可決し、ひきつづき²⁵⁾

衆議院へ送付した。五日後（二月二十三日）、荒木文相は衆議院での法案審議の開始にあたり、貴族院で行なつた説明を繰り返した。²⁷⁾ 衆議院は同様に特別委員会を設け、これは三月二十三日、報告を提出した。²⁸⁾ それにひきつづく審議は行なわれず、法案は異議なく可決された。²⁹⁾ 昭和十四年四月八日、宗教団体法は公布されたが、但し施行はまだされなかつた。³⁰⁾

両院が同じ問題について討議したのは、いうまでもない。しかしなんとその関心が異つていたことか！ 衆議院に於いて、討議を支配したのは世界観的なものであつた。そこでは本法の思想的根拠が問われた。一体宗教とは何か。宗教と教育との関係はいかに。国家と政治に対する宗教と道徳の相違はどこにあるのか。教育勅語に鑑み、宗教は国民教化にとって、いかなる価値をもつのか、教育勅語で十分ではないのか等々。残念乍ら、制限された時間内では、すべての問題を取り上げられないので、私は、議員の演説から冒頭にあげた問いにとって本質的な事柄を、つまり神社問題並びに宗教家の教化活動の問題を取り上げ、これをもとに、とりわけ政府の態度を明らかにしたいと思う。³¹⁾

一、神社問題

神社が宗教か否かという問題は、数多くの演説の中で広範囲に

わたつて取り上げられた。そこでは、極端な国家主義と優性民族意識にみちみちた議論があつた一方、著名な学者の説や国民の中に在るあいまいな点を引き合ひに出して、ある特定の神々への崇敬の宗教的性格に関する、慎重な質疑があつた。

神社に関して政府は「神社ハ国ノ宗祀トシテ、総テノ国民ハ報本反始ノ誠ヲ致シテ、之ヲ崇敬シ惟神ノ道ヲ遵奉スベキモノ」であると説明した。宗教と惟神の道との関係について、平沼首相自身、次のように表明した。

「我国ニ於キマシテハ祖神ノ垂示シ給フ所、即チ惟神ノ道ハ絶³²⁾ 対ノ道デアリマシテ、国民総テ之ヲ遵奉致サナケレバナラヌモノデアリマシテ、之ニ違フ所ノ、是ト抵触スル所ノ教ノ存在ハ許サレナイデアリマス、併シ我国ニ於テハ之ヲ宗教ト致シマセ³³⁾ スデ、却テ宗教ノ上ニ超越スル所ノ我固有ノ教ト致シテ居ルノデアリマス（拍手）随テ法制ノ上ニ於テハ之ヲ宗教トシテ取扱ヒマセ³⁴⁾ ヌ」

この説明は、支配体制の存続にとって致命的であるこの問題に關して、政府が一步も譲らぬ姿勢であることを、疑問の余地のないほど明らかにした。

二、宗教家の教化活動問題

衆議院が、いかに重大な意義をこの問題に与えたかは、議員演説八つのうち、その七つがこの問題を、大抵非常に詳細に取り扱ったことからだけでも分る。更にまた、この七つのうち五つは、明らかに重点を海外活動においている。より理解しやすいように、私はここで、七つの演説の中の個々の発言を次の三つのグループに分けた。

- (a)、日本人宗教家の従来の活動
 - (b)、宗教家並びにその団体の現在及び今後の課題
 - (c)、政府の課題
- 1、仏教・基督教・神道宗教家による布教活動。
 - 2、大陸に於ける、仏教・基督教宗教家による、見舞、慰問、葬儀その他を通しての軍隊の規律維持
 - 3、とりわけ支部に於ける、仏教・基督教宗教家による、教育施設・無料医療・孤児の世話並びに、反日感情や抗日的誤解一掃のため、支那同情者との連絡を通じた宣撫・文化工作

しかしながら、日本人宗教家には、内地人が多く居する処に好んで住みつく傾向があり、原地人の中で十分根強く布教を行

わず、そして彼らの道徳、とりわけ仏教布教師に関しては、疑問の余地が全くなくはないと嘆いている。支那に於ける皇軍の進出に伴い、今や、成果ある布教の道は開かれていながらもかわらず、従来⁵⁹の活動は全体として、まだ十分には発達していない。これは、支那布教権の未成立・教案の欠除並びに国家援助の不足によるものである。議員達は、欧米の基督教宣教師達が、彼らの布教活動を熱心に、そして、母国の植民地政策に幾重にも都合の良いように、布教を行なっているのを、ある種の羨望で眺めていた。

- (b)、宗教家並びにその団体の現在及び今後の課題
- 1、国策の一環として、皇道の宣揚並びに日本精神の滋養の爲、国民教化を積極的に推進することによって、帝国の目的達成に寄与すること。
 - 2、日本帝国を最高指導者とする滅共陣營の最前線に立つこと。
 - 3、東亜新秩序建設政策の一環として、支那四億の民衆に日本帝国精神を理解させ、衷心より日本を信頼させるために、对支文化工作を行なうこと。

4、アジア大陸並びに南洋の有色人種に日本精神文化の恩恵

に浴させること。

5、日本の仏教徒はインドの同信者と提携し、日本文化をインドに移植し、そして日本の真の価値を知らしめること。

6、仏教各宗派の連合、基督教各教会の統一を通し、支那開發を、より有効にすること。

(c)、政府の課題

1、各宗教の管長・統理者等に、国民精神総動員に力を尽せよと命ずるような政府の一般的な対策では不十分である。

国民を思想善導するには、個々人との接触が重要であることから、政府は、各宗教家が注意すべき十分な情報と具体的な指導を予め与えなければならぬ。

3、仏教の各宗各派の活動をより効果的にするために、政府、軍部は共同して、それらが連合できるように指導せねばならぬ。

議員の質疑に対する、首相をも含む、閣僚の答弁から、次の政府の基本姿勢が明確に読みとれる。

支那での長期化する戦闘に鑑みて、政府は、対内・対外への教化を宗教を通して達成することを、最たる義務とみなしていた。

対内教化は、国民精神の高揚・道義の維持並びに思想の改善に貢

献せねばならぬ。対外教化は、宣撫並びに文化工作を通して、物心両面から、占領地の人々の心に浸透させねばならぬ。宗教による教化の、この目的を達成するためには、保護対策が実際に、宗教の健全なる発達、即ち政府が企てている動員の成をもたらすために、嚴重な監督を行なわねばならぬ。この目的、即ち保護並びに監督のために、宗教団体法のさまざまな規定が役立たされる。

更に政府は、支那に於ける仏教の布教師と基督教の宣教師の従来の活動、軍隊にかかわる彼らの活動並びに支那人宣撫工作を高く評価している。しかしながら、目下のところ、これらの活動はあまりにも直接戦闘に結びついている。それ故、政府は大陸に於ける宗教家の活動を促進・拡大するために必要な処置を、いずれ近いうちに軍、興亜院、⁶⁶⁾文部、大蔵省と打ち合わせる。

しかも、政府自身が従来支那宣撫工作に関してとった対策として、次のものを列挙している。

一、海外に於ける宗教の課題と問題についての講習会、協議会の開催

一、北支方面での孤児の世話と無料医療

一、「中支宗教大同聯盟」⁶⁷⁾の設立

政府はしかしながら、その不十分さを十分認識し、将来、大陸

宣撫の実現のため、財政の許す限り、あらゆる手段を講ずると保証する。

ここで、結論のはしがけとして、政府の説明をもう一つ引用したい。政府が宗教団体法で實際何を意図していたかを、これ以上明らかにするものはないと思われるからである。

「政府ハ宗教ヲ通ジテノ国民思想ノ滋養ハ、切実ニ其ノ必要ヲ感ズルカラ、此ノ際宗教家ノ自覚ト奮起トヲ促シ、宗教団体法ノ制定ニ伴ヒ、内ハ国民精神総動員、外ハ大陸国策ヲ初メ、各方面ニ宗教家ノ協力ト活躍トヲ求ムベク、其ノ方策ニ付テ考究中デアアル」³⁸⁾

なぜここで私が「其ノ方策ニ付テ考究中デアアル」という文まで引用したのかと、不可解に思われるかもしれぬ。しかし、この文は二つの事実を非常に明確に表わしていると思われるからである。その一つとして、支那での戦争が当初の予定よりも、ずっと長びいていることから、政府は帝国議会が本法案をなるべく早く可決することに非常な感心を寄せていた。それ故、政府は昭和二年(百三十条)と昭和四年(九九条)³⁹⁾の法案に比らべて、今回の法案をわずか三十七条に思いきって縮めた。その第二として、政府は本法を用いて達成しようとする目的に関しては、明らかに自覚して

いたものの、本法の具体的実施に関しては、まだかなりの問題を抱えていた。このことは、本法が当時の事情では驚くべき早さで可決され(帝国議会が本法の提出から最終可決まで要した時間は、わずか二ヶ月であった)その九ヶ月後にはじめて、昭和十四年十二月二十三日の勅令により、昭和十五年四月一日から施行され、そして宗教団体法施行規則は、昭和十五年一月十日、ようやく文部省から公布されたことから、とりわけ明らかである。

すべての宗教を戦争へむけて総動員するという目的達成のためには、政府にとって、とりわけ神社問題を永久に解決することが必要であった。神社問題とは、明治十五年、政府が祭祀と宗教をすなわち、すべての宗教的要素を剝奪し、国家の神々への崇敬を課した国家神道体制と教派神道とに、形式的に分離して以来、基督教徒並びに一部の仏教徒により、しばしば国家が悩まされてきた問題であった。⁴⁰⁾

昭和十一年五月、布教聖省(Congregatio de Propagande

Idae)は、昭和七年の日本政府の公布に基づいて、日本のカトリック教徒に神社参拝を純粹な市民的・愛国的行為として許した。⁴¹⁾更に日本基督教聯盟に加盟したプロテスタント諸派は、昭和十二年七月、日支戦争勃発以来、日本基督教聯盟が政府宛の書信で、忠節

と奉公を誓い、彼らが国民の精神作興に囚らんと伝えたとき、国家に大巾に讓歩した。⁴³だが神社の宗教的性格に対する懸念は、くすぶり続けていた。これは一部の仏教徒の間でも同様であつたにもかかわらず、仏教界の指導者は全面的に政府の戦争目的を支持した。⁴⁴

国家神道或いは神社神道を昭和十四・十五年の宗教立法から完全に除外し、すべての宗教を、この立法に全面的に組み込むことで、日本政府は戦争政策を有効に遂行するための三つの基本的前提をつくつた。

一、神社崇敬拒否、それによる国家の祭祀拒否といった行為に適用される規定は、従来の宗教立法にも、刑事立法にもなかつた。そのような行為は不敬罪として、大正十四年に制定され、昭和三年強化された悪名高い治安維持法⁴⁵に基づいて、疑問の多い、しばしば残忍なやり方で罰せられた。国家神道を昭和十四・十五年の宗教立法の適用範囲外に置くことで、国家神道は宗教に非ずと、事実上承認した。これをもって、今や、すべての宗教的動機に基づく神社崇敬拒否は、法律上、その基盤を奪われ、神社の尊嚴の冒瀆は、治安維持法に重大な犯罪構成要件として、一般的にとり入れられる前提をつくつた。

そしてこれは、昭和十六年三月、治安維持法の修正により実現した。⁴⁶

二、基督教の法律上の承認、それによる公認をもって、政府は日本の基督教徒のほとんどすべてを決定的に体制に統合させる（インテグレート）ことに成功した。同時に、政府は世界にむけて、日本があたかも真に宗教の自由の原則を実現した近代的啓蒙国家であるかのようにみせかけることができた。

これが少くともある一定の期間成功したことは、当時のドイツ語で書かれた、伝道学—及び宗教学雑誌に見える報告からも読みとれる。

三、本質的には、宗教団体の経済的保障を狙う、昭和十四・十五年の宗教立法の保護規定により、政府は宗教団体に国家の政策と目的を支持する義務を負わせることができた。それが希望どおりにはこばぬときは、監督規定により宗教団体を強制するあらゆる手段を政府は有した。

政府が宗教に求めたものは、帝国議会議事速記録が示すように、国民精神総動員と占領地での宣撫、すなわち、戦争を有効に遂行させるための、心理戦・思想戦へむけての十分なる活動であつた。しかし、宗教の積極的協力を通じてこそ、日本国民の精神の動

員を達成するという、まさしく、この点において、一体、昭和十四・十五年の宗教立法が実際必要であったのであろうか？

というのは、まず第一に、政府は明治以来神道と仏教を、明治四十五年以來、宗教協議会の形をかりて基督教をも、ある特定の思想を国民の間に流布し、それを確立したいとき或いは思想界に於ける支配体制の存続を脅かす、假想上又は現実の危機を防ぎたいときはいつまで、宗教を動員してきた。それについては、昭和十三年の神・仏・基三教協議会の決議に目を通せば、一目瞭然である。その中で三教ともども、国民精神を国策に奉仕せしめる責任の軽かざることを感じ、国民の信教の深みから、国民動員へむけて一致協力すると誓っている。⁽⁴⁷⁾

第二に、昭和十三年四月一日施行された国家総動員法で、政府は、勅令でもって戦争遂行の目的のために、人的・物的資源のすべてを動員できるという、唯一無二の授權法を手に入れた。⁽⁴⁸⁾

第三として、近衛内閣は、すでに昭和十二年九月、「挙国一致」、「尽忠報国」並びに「堅忍持久」等のスローガンのもとに、強力な「国民精神総動員運動」⁽⁴⁹⁾を開始した。この運動は、昭和十五年十月、すべての政党解散後、「大政翼賛運動」⁽⁵⁰⁾に移行してゆくものであった。

そして第四として、当時たかだか四十万の信奉者しか国内に有さず、しかも従来のも動員キャンペーンに、かくも従順に従ってきた基督教を公認する切実な理由が一体政府にあったのであろうか？
昭和十四・十五年の宗教立法は、思想戦という観点よりみたくはじめて、その意義が明らかになる。

日本が長期にわたり、大陸に腰をすえ、その際、政府の発表どおり「東亜ニ於ケル国際正義ノ確立、共同防共ノ達成、新文化ノ創造、経済結合ノ実現」⁽⁵¹⁾を目指していたことは、遅くとも、昭和十三年十一月三日の「東亜新秩序建設」の帝国政府声明以來、明らかとなった。

帝国議會に於ける宗教団体法審議の際に、いみじくも政府が指摘したように、そのような一大事業は武力をもつてのみでは成就不可能であった。敵の道義を低下させ、敵の政府並びに軍への彼らの信頼を失墜させるのみならず、同時に占領地の住民に日本の行動の正義と必要性を納得させるには、むしろ、外交・文化・宗教感情の濫用をも含めた宣伝並びに思想攪乱工作といったすべての手段を講ぜねばならなかった。

支那に於ける何百万もの同教徒に対して、彼らを納得させるのに、日本の仏教・基督教教師以外の誰が、より有効な活動をなした。

得たであろうか？

この点に関して、日本政府は、国内の精神動員に対してとは比較にならぬ程、全面的に宗教の協力に頼らねばならなかった。この協力を得る或いは必要とあらば強要するために、宗教団体法は不可避となったのである。

そのための二つの基本前提のうち、一つは、政府が宗教団体法に基づき、基督教を公認することにより、二つめは、政府が国家神道を宗教立法の適用範囲から完全に除外することで行われた。

それにより、政府は、国家神道を非宗教となし、この国家の祭祀に対し、すべての宗教を同等とすることで、擬似「信教の自由」をうち立て、そして、これの受容をすべての宗教に義務づけた。

これ以後、帝国のすべての宗教に、荒木文相が、すでに昭和十三年十月の仏教聯合会主催の「支那開教講習会」開会の際、明確に述べた次のことを、求めることが可能となった。

「支那開教宣撫ノ事タル決シテ容易ナル事デハ無ク其ノ方途ニ於テモ亦種々アルノデアリマシヨウガ其ノ根本的ナル心構ヘト致シマシテハ宗教ノ宣布ハ即チ之レ皇道ノ宣布ト謂フ事デアリマス。」⁵³⁾

ということとは、占領地に於いて、いかなる宗教を宣布しようと

も、その任務はすべて同一であった。すなわちその任務とは、宗教を通して、日本国家の支配イデオロギーを、原住民の頭と心に植えつけることであつた。

以上述べた理由から、日本政府の宗教団体法の立案・施行に関する真の決定的な動機は、実にアジア大陸での思想戦のための、宗教の動員の必要性にこそあつたとみなさねばならない。

注釈

- (1) ドイツ帝国の第一次世界大戦敗北の一つの基本的理由として、大戦後早くも、ドイツばかりでなく、日本に於いても、ドイツの情報、宣伝機関の弱体並びに不完全性が指摘され、それ故、国家が平時より宣伝、思想戦を計画的に組織せねばならぬという要求が出された。その例として、たとえば陸軍省新聞班編『国防の本義と其強化の提唱』昭和九年、三・四・一一・二七―二八・四二―四七頁参照。日支、太平洋戦争中、心理戦及び思想戦に日本がいかに重大な意義を与えたかは、当時のこのテーマを扱った多数の出版物から容易に読みとれる。そのうち以下のは代表的であろう。栗屋義純『戦争と宣伝』(時代社、昭和一四年)、吉田三郎『思想戦―近代外国関係史研究―』(国民精神

文化研究所、昭和一六年、竹田光次『大東亜戦争と思想戦』(週刊産業社、昭和一八年)、大日本言論報国会編『思想戦大学講座』(時代社、昭和一九年)。

(2) 岡田弘隆「戦時宗教総動員体制」(中濃教篤編『戦時下の仏教』国書刊行会、昭和五二年、二八一―三〇二頁)参照。

(3) 「国防国家」とは、「ナチスの国防国家 Wehrstaat(Defense-state)にならった術語であり、国防を国家の至上目的とし、国内体制をこれに従属させ、国家、国民の総力をこれに集中した国家を意味する」(市川白弦「国防国家思想」中濃教篤編『戦時下の仏教』前掲・四二頁)

(4) 岡田弘隆・前掲二八六―二八八頁、参照。

(5) 欧米に於ける「宗教団体法」に関する学術論文は、これまでのところ皆無である。欧米語で書かれた文献中、「日本宗敎史……」というタイトルを掲げ「宗教団体法」に言及したものは、わずか次の三論文にすぎぬ。

a) Bunce, William K.: Religions in Japan. Buddhism, Shinto, Christianity. Rutland-Tokyo: Charles E. Tuttle, 1960, pp. 33-37, 153-155, 171. b) Kitagawa, Joseph M.: Religion in Japanese History. New York-London: Columbia University

Press, 1966. pp. 247, 271. c) Murakami Shigeyoshi: Japanese Religion in the Modern Century(translated by H. Byron Farhart). Tokyo: University of Tokyo Press, 1980, pp. 101-102, 107, 109 参照。

(6) 村上重良『現代宗教と政治』(東京大学出版会、昭和五三年・四七頁)、「同著『国家神道』(岩波書店、昭和四九年、八〇・二〇四)参照。

(7) 岡田弘隆・前掲二八四頁、参照。

(8) 様々な『官報号外』に掲載。その他、以下の文献をも参照。「宗教団体法案」(『第七十四回帝国議会貴族院議事経過報告書』明文社、昭和一四年、一八二―二〇二頁)

(9) 文部省編「宗教団体法案について」(『週報』第一一九号、昭和一四年、一月二五日、一一―一七頁)

(10) ここで謂う「神道」とは、「国家神道」或いは「神社神道」ではなくして、専ら「教派神道」或いは「宗派神道」を意味している。この相違に関しては、後でとりあげる。

(11) 『週報』前掲・第一一九号、一三頁、参照。

(12) 「教化活動」とは、しばしば具体的に「国民教化活動」ともいわれた。これは、全国民を日本国家の公的支配イデオロギーで

教化することに他ならなかった。

- (13) 民法第六八条(明治二十九年)には、「法人ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス一、…二、…三、破産」とある。井上恵行編『新輯 宗教法人令類纂』(大東出版社、昭和一六年、一九二頁)参照。
- (14) 「宗教法人」の明治以降の立法上での意味と發達史に関しては、井上恵行『改訂 宗教法人法の基礎的研究』第一書房、昭和五三年、三三五―三五四頁)参照。
- (15) 一―五は原文に相当する(注の(9)参照)、六―十は、ここでの問題点に関して重要であるもののみとりあげた。残りの三点は、寺院又は教会の経営に関し、住職又は教会主管者を扶す信者総代に関する問題(原文では第六)、監督官庁の不当違法の処分に對する訴願訴訟に関する権利(原文の第九)、宗教教師の資格問題(原文の第十)をとり扱っている。
- (16) 『官報号外』第七十四回帝國議會貴族院議事速記録』第四号、(昭和一四年、一月二五日、三八頁)、参照。 —
- (17) 『官報号外』前掲・第一四号、昭和一四年、二月一九日、一三八頁、参照
- (18) 特別委員會委員長報告(『官報号外』前掲・第一四号、一三八―一四一頁)
- (19) 『官報号外』同前掲・一四一頁
- (20) 右同
- (21) 右同
- (22) 宗教団体法第一条「本法ニ於テ宗教団体トハ神道教派、仏教宗派及基督教其ノ他ノ宗教ノ教団(以下単ニ教派、宗派、教団ト称ス)竝ニ寺院及教会ヲ謂フ」(井上恵行『新輯 宗教法令類纂』前掲・一頁、参照)
- (23) 『官報号外』同前掲・一四二頁、参照。
- (24) 明治三二年並びに昭和二年の「宗教法案」そして昭和四年の「宗教団体法案」は、各政府により帝國議會に提出されたが、種々の理由から可決されなかった。詳細は、井上恵行『改訂 宗教法人法の基礎的研究』(前掲・二二二―二三四頁)、また、これら法案の原文は、同書、四九七―五三九頁、参照。
- (25) 山岡萬之助の見解に関しては、『官報号外』(同前掲・一四三―一四六頁)、参照。
- (26) 『官報号外』同前掲・一四六―一四七頁、参照。
- (27) 宗教団体法案の第一読会に関しては、『官報号外』第七十四回帝國議會衆議院議事速記録』第一六号、昭和一四年、二月二四日、三〇六―三三三頁、参照。

(28) 特別委員会委員長安藤正純報告(『官報号外』前掲・第三〇号、

昭和一四年、三月二四日、六九二・六九三頁、参照)。この報告にひきつづき「寺院等ニ無償ニテ貸付シアル国有財産ノ処分ニ

関スル法律案」に関する特別委員会審議報告が行われ、これは「宗教団体法と一緒に衆議院で可決された。同前掲・六九三・六

九四頁、参照。宗教団体法とともに、昭和二五年、四月一日から施行されたこの法律の原文は、井上恵行『新輯 宗教法令類

纂』三一五・三一六頁、梅田義彦『改訂増補 日本宗教制度史(近代編)』(東宣出版、昭和四六年)、五四三頁並びに宗教団体法

(昭和一四年)の原文も収録、一七〇〜一七八頁、参照。

(29) 『官報号外』前掲・第三〇号、六九四頁、参照。

(30) この法律の公布並びに勅令に関する詳細は、井上恵行『改訂宗教法人法の基礎的研究』(二二七・二五五頁)参照。

(31) 「回教問題」は、ここで著者が述べたよりも、より多大な関心と反響を帝国議會、報道界並びに世論に呼び起した。宗教団体法で回教を公認せよとの要求の最も強力な意見として、回教を

東亜大陸に於ける赤色ルートの一つの強力な防壁とみなすというものであった。若し、日本が支那に於ける三千〜五千万の回教徒に対して飽くまで宗教的寛容の精神で臨み、東亜諸民族の

安住楽居を理想とする日本の東亜政策の真意を彼らに理解せし

めるならば、防共の疊壁を築いて、日本の新支那建設運動に少なからず貢献するであろう。更に、全アジア大陸に於ける回教

民族の解放或いは回教独立国家の建設を目標とする回教徒の汎アラブ運動が東亜に於ける日本の運動に積極的には援助を与えぬとしても、少くとも、同情ある中立的態度を守るであろうと

期待している。これに関しては、羽溪了諦「東亜政策と宗教問題」(『宗教年鑑』昭和一四年(特集編 東亜宗教の現勢)一六一・一六二頁)をも参照。ここでは、昭和一三、一四年にかけて

の大部分の国民の間での代表的回教理解がうかがえる。しかしながら、宗教団体法を審議した時点に於いて日本政府は、占領

地に於ける思想戦に対して回教を利用する実際的な可能性を同国人の誰よりも現実的に評価し、そしてその対内利用は、全く

正当にもユートピアの領域に押しやり、「回教問題」を、これ以上とりあげることが回避した。この問題は、太平洋戦争の開戦

と共に、ようやく、より現実的な背景を獲得するに至った。

(32) 安藤正純は、彼の報告の中でこのように引用した。『官報号外』(前掲・第三〇号、六九二頁)参照。

(33) 「惟神の道」(かんながら、又は、かみながら)とは、神代以

来変らず継承された日本独特の道で、「神の道」或いは「神道」とも称される。「惟神の道」の同義語としての「神道」とは、天皇即神体制（*Gott-kaisertum*）の理想観を内包する。これは、一方では、天照大神の子孫としての「明津神」であるとする天皇の権利の主張、他方、その子孫が日本国を治めるという天照大神の神勅から成り立っている。最近の研究により確証されたように、七世紀の末に、うち立てられたこの観念は、宗教的発達の産物ではなく、神秘的・宗教的可能性を利用せんとする政治的発達の最終産物である。

Naumann, Nelly: *Einige Bemerkungen zum sogenannten Ur-Shintō; in: Nachrichten der Gesellschaft für Natur- und Volkerkunde Ostasiens, Vol. 107/108(1970), pp. 5-13*
参照。この明治時代、新に公式の国家イデオロギーとして確立され、すべての日本人を拘束する天皇即神の理想観を、明治から敗戦までの政府は、ひたすら政治的に且祭祀として理解せしめ、宗教的なものとは決してみなさせようとはしなかった。そこで政府は、まず第一に、政事と祭祀を一致させることにより、日本国家の政治を神意に随うものと、みせかけることができ、また第二に、明治憲法にうたわれている、多くの制限はあるも

の、「宗教の自由」主義―少くとも外見上―を守り、そうすることで、国内の諸々の宗教との衝突を避けることができると期待した。しかしながら、この第二の点に関しては、まさしく実際に国家イデオロギーに内在する宗教的要素のため、政府の希望は、欺かれてしまった。このことは、平沼がその声明で間接的に述べている、明治時代に行われた、神道の宗教神道と国家神道への形式的な分離をしても、また、国家的強制をしてをも、何をも変えることはできなかった。

(34) 『官報号外』前掲・第一六号、昭和一四年、二月二四日、三二〇頁）参照。荒木文相もまた、「惟神の道」即ち、国家神道体制の超宗教的性格を、少なからず明確に述べ、すべての日本人への、その拘束性を強調した。「我国ノ祭祀ハ御承知ノ如クニ、我国ノ肇国ノ大義ニ基キマシテ、皇祖玄宗ノ神靈ヲ初メ奉リ、帝国ノ神祇ヲ奉斎致シマシテ、又帝国ニ功績ノアリマシタ人々ノ神靈ヲ祭祀致シテ居リマスル国ノ宗祀デアリマシテ、我国ニ於テハ宗教ノ以外ニ超越シテ居ルモノト致サレテ居ルノデアリマス」(同前掲・三二二頁)参照。

(35) 大正四年、一月一八日の悪名高き「対華二十一箇条要求」の最後には、「支那に於ケル日本人ノ布教権ヲ認ムルコト」とある。

大正四年、五月七日付の最後通牒で、日本政府は支那の主権を深く侵害し、ひいては、北支に於いて、日本に最大の政治的且経済的勢力を譲与するという結果をもたらす、この要求の大部分の即時承認を求めた。諸々の条約並びに交換公文で、五月二十五日、中華民国政府は日本政府の要求に譲歩した。しかしながら、布教権に関する要求は、最後通牒では削除されたので、日本人の布教権は認められなかった。堀川武夫『極東国際政治史序説―二十一箇条要求の研究―』(有斐閣、昭和三十三年)、鹿島守之助『日本外交史』(鹿島研究所、昭和四〇年、参照)。日本政府が、なぜ明治以来、支那に於ける宗教の、特に仏教の布教権を、国際法上で保証することができなかったかについては、中濃教篤『近代日本の宗教と政治』(アポロン社、昭和四三年、一一三―一二三頁)、中濃教篤『天皇制国家と植民地伝道』(国書刊行会、昭和五十一年、一三―二三頁)、道端良秀『日本仏教の海外布教―特に中国布教について―』(講座近代仏教5、法蔵館、昭和三十六年、一八六―一八九頁)、参照。

(36) 「興亜院」の前身並びにその設立に関する広範な資料文献は、外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年(下)』(原書房、昭和四年、三三九―三八四頁)に収録。

(37) 『官報号外』前掲・第一六号、三三三頁。昭和十三年七月、上海に於いて、「日本宗教ノ大同団結ニ依リ日華宗教ノ提携ヲ計リ

宗教活動ニヨル興亜精神ノ作興及東亜和平ノ確立ニ貢献スル」目的で設けられた「中支宗教大同聯盟」に、日本から特に神・仏・基の代表を送り、各教派・宗派・教団の教化活動を一元化すべく回った。宗教団体戦時中央委員会編纂『大東亜建設と宗教』(東京開成館、昭和一八年、九九頁)参照。同書に記載の「中支宗教大同聯盟」の創立年月日は、誤りで、『宗教年鑑、昭和一四年(時事編)』六五頁により訂正した。岡田弘隆「戦時宗教総動員体制」(前掲)によれば、この組織は、「表面は中国人を立て、実際面では軍務特務機関と宗教宣撫班が握って結成された」、(二八八頁、参照)。

(38) 『官報号外』前掲・第三〇号、六九三頁。尚、傍点は著者による。

(39) この二つの法案に関しては、井上恵行『改訂宗教法人法の基礎的研究』前掲・二一八―二三四頁、参照。

(40) 「宗教団体法施行規則」。原文は、井上恵行編『新輯 宗教法令類策』(前掲・二五―八四頁)、梅田義彦『改訂増補 日本宗教制度史(近代編)』(前掲・五四八―五六〇頁)参照。

(41) 昭和十二年、内閣調査局は、内務省神社局の資料に基づき、神社が宗教か否かに関して、学者並びに宗教家の重要な諸説を収集し、仏教・基督教側から宗教行為としてみなされている神社の特定の祈禱・儀礼のリストを作成した。詳細は、石川準吉編『国家総動員史〈資料編〉第五』(『国家総動員史刊行会』昭和五十一年、一五〇六―一五二二頁)参照。

(42) Wiget, Joseph Maria(S. J.):Zur Frage der Anpassung in Japan: in:Die Katholischen Missionen, Vol. 64(1936), pp. 149, 247-248.

(43) Zeitschrift für Missionskunde und Religionswissenschaft (伝道学および宗教学雜誌)、Vol. 52(1937), pp. 282-283.

並びにIgelhart, Charles W.:A Century of Protestant Christianity in Japan. Rutland-Tokyo:Charles E. Tuttle, 1959, p. 221. 参照。昭和十二年七月二二日、日本基督教聯盟より、「非常時局に関する宣言」と題した、政府に宛てた声明は、同年七月一日、文部省主催の神・仏・基三教代表者懇談会で、国家の目的に添って無限の協力を要請されたことに対する、日本のプロテスタント教会の大部分の公的意見表明とみなされる。原文は、森岡巖・笠原芳光『キリスト教の戦争責任』(教文館、昭和四九年、一六頁)参照。昭和二十二年秋、「支那事変」下に出された日

本基督教聯盟の他の公式の声明は、政府により押し進められた「国民精神総動員運動」に、こぞって協力することを宣言している。詳細は『The Japan Christian Year Book: 1938, pp. 176-177 参照。

(44) 中国に於ける、日本の侵略並びに国内の国民精神総動員を全力を挙げて支持するとの日本仏教界指導者の断固とした決意を明確に証拠づけるものとして、ここでは、以下の二つのみを挙げておく。The International Buddhist Bulletin (国際佛教通報); Vol. IV, No.1 (January 1938) 仏教聯合会編纂『時局の認識と仏教』(仏教聯合会、昭和十三年)。

(45) この法律に関する包括的な資料集成として、奥平康宏編『現代資料(四五)「治安維持法」』(みすず書房、昭和四八年)、この法律の前史理解及び戦前、戦中の日本社会に与えた影響については、奥平康宏『治安維持法小史』(筑摩書房、昭和十三年)参照。治安維持法に基づく宗教弾圧は、内務省警保局保全課編『特高月報』昭和五十九年に最も良く記録されている。治安維持法に基づく宗教弾圧の系譜は、村上重良『現代宗教と政治』(前掲、四一―六九)、小池健治他編『宗教弾圧を語る』(岩波新書61)(岩波書店、昭和五十三年)参照。その他の文献に関しては、拙論

Bibliographie zum gegenwärtigen Stand der Forschung
über die Beziehungen zwischen Buddhismus, Nationalismus
und Staat im modernen Japan(1868-1945): in:Fischer, Peter
(Ed.)Buddhismus und Nationalismus im modernen Japan;
Bochum:Studen-verlag Dr.N. Brockmeyer,1979,pp.44-95 参照。

(46) 昭和一六年改正された治安維持法第七条によれば、「国体ヲ否定シ又ハ神社若ハ皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆スベキ事項ヲ流布スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ無期又ハ四年以上ノ懲役ニ処シ……」
とある(奥平康宏編『現代史資料(四五)「治安維持法」』前掲・二七八頁、参照)。

(47) Zeitschrift für Missionskunde und Religionswissenschaft 前掲・Vol.53, p.225に記載されている。但し、この中で載げられている年月日、開催地、参加者数は誤りである。これは、昭和二三年三月三〇日、青山青年会館での神・仏・基三教協議会の思い違いであろう。この文相の招待による協議会では、次の三点、(1) 国民精神総動員に関する件、(2) 時局に鑑み宗教振興方策に関する件、(3) 北支対策並びに宗教団体法案に就いて、について、詳細に討議された(『宗教学年鑑、昭和一四年(時事編)』(前掲・五九頁、

参照)。この協議会の他に、政府の指導下、同年更に三度にわたるこの種の協議会が開かれ、決議が行われたと推察される。但し私が収集し得た資料では、協議会決議内容について述べているものは、このドイツ語雑誌が唯一のものである。彼ら、宗教家が大陸に於ける日本の侵略並びに国内での国民精神総動員を全面的に支持することを表明したこの決議は、昭和一二年、一五―一九年にかけての協議会決議と内容をほとんど同じくするため、このドイツ雑誌の誤った年月日の報告にもかかわらず、決議内容に関しては、信ずるに値いすると思われる。

(48) 昭和一三年三月一六日衆議院、同年三月二四日貴族院を通過した。五〇条からなる「国家総動員法」(法律第五五号、昭和一三年四月一日)の原文は、唐島基智三『国家総動員法解説』(清教社、昭和一三年、一六七―一八六頁)参照。「国家総動員法」は、昭和一四年法律第六八号、昭和一六年三月一日法律第一九号と改正された。昭和一六年の改正された、この法律の原文は末川博他『国防経済法体制―国家総動員法を中心として』(有斐閣、昭和一七年、六〇―七六頁)参照。この法律の成立並びに具体的な適用に関する広範な資料文献は、『国家総動員史(資料編三)』(前掲・昭和五〇年)参照。

(49) 昭和一二年の国民精神総動員運動、その基本計画、政府当局

の声明並びに演説に関する最も抱括的な記録文献としては、三

浦藤作『国民精神総動員原義』(東洋図書、昭和十二年)であら

う。また、影山鹿造『国民精神総動員教程』(日本青年教育会、

昭和十二年)をも参照。この運動に関する、重要な政府公文書並

びに中央組織に関する資料は、『国家総動員史』(資料編四)『前

掲・昭和五十一年、四四九―四七五頁)に収録されている。『宗教

年鑑、昭和十四年(時事編)』によれば、昭和十二年九月の宗教

界重要事項として、「国民精神総動員運動実践要項の決定に際し

文部省では神仏道各教宗派管長並に基督教重立者に対しその協

力を通牒し、左の如く国民教化に一層の徹底を期せしめるこ

とになった。即挙国一致、盡忠報国、堅忍持久の精神に依り、

社会風潮の一新統後後援の強化持続、非常時経済政策への協力

及び資源愛護等の具体的項目に就き事態の推移並に各教宗派の

実情を考慮して適当に活動すべきことを要求した。(五一頁)。更

に、内務・文部省並に内閣情報部の主唱により、昭和十二年一

〇月一二日、民間六二団体の連合として、「国民精神総動員中央

聯盟」が結成され、仏教聯合会、日本基督教聯盟、全国神職会、

神道教派聯合会、即ち日本に於ける既成宗教のほとんどすべて

が、これに加盟した。(『宗教年鑑、昭和十四年(時事編)』前掲
・五二頁、参照)。

(50) 「大政翼賛運動」に関しては、『国家総動員史』(資料編四)『前

掲・昭和五十一年、五〇七―六六五)木坂順一郎「大政翼賛会の

成立」(『岩波講座 日本歴史20』二六九―三一四頁)参照。更

に、「Concerning the New National Structure」; "Conforming

to the New National Structure"; Tokyo Gazette; Vol. IV15

(Oct. 1940), pp. 133-140, "Confronting the Crisis"; "National

Movement for Assisting the Throne"; in: Tokyo Gazette,

Vol. IV 5(Nov. 1940), pp. 174-192 参照。

(51) 昭和十三年一月三日の「国民政府と雖ども拒否せざる旨の

政府声明」からの引用 外務省編『日本外交年表並主要文書』

一八四〇―一九四五年、下(原書房、昭和四十一年、四〇一頁

参照)。

(52) プロテスタント信者の数を正確に把握することは、一〇〇以

上の宣教会からなるプロテスタント運動内部で、教会員の資格を

めぐり、その見解が分かれている為に、かなり困難ではある

が、中国に於ける基督教伝道活動に関する詳細な統計により、

三〇年代の当地に於ける基督教徒の全体数は、ほぼ正確に把握

することができる。他方、仏教徒の数を把握することは、これに對して、非常に困難である。“The Chinese Yearbook (1935-36)”によれば、一九三四年の中国全土のカトリック信者数は、2,702,468人(一五二二頁)、プロテスタントに関しては、聖さん拝受者、864,926人、求道者、411,510人・総数1,276,436となる(一五二八頁)。従つて中国に於ける、一九三八年の基督教徒の総数は、3,978,904人となる。また、“The Chinese Yearbook(1943)”によると、一九三八年のカトリック信者の数は、3,089,611人(七一頁)、一九四一年のプロテスタント信者の数は、1,600,000人、そのうち聖さん拝受者、600,000人(八七頁)とある。“The Chinese Yearbook”(中国年鑑)の各年鑑では、プロテスタント信者数は、部分的には、“The Chinese Yearbook”に記載された数より下まわることが、全体としては同様の結果になる。従つて、三〇年代末の中国に於ける基督教徒の総数を約4,000,000人とみなすことができると思う。中国仏教の僧尼及び在家の人口調査は、一度も行われたことがないので、中国仏教徒の数は、その概数を把むことすら不可能である。「中国仏教会」の報告に基き、“The Chinese Yearbook(1936-37)”は、「支那本土(満州・蒙古・チベットを除外)に於ける仏教寺

院の数を、267,000、僧尼738,000人としている。更に在家の数は、僧尼の五倍としている。これをそのまま受け入れれば、中国に於ける三〇年代の在家の数は、3,690,000人となり、従つて、仏教徒の総数は、4,428,000人となる。但し、この報告自体が記載した数の出所を明らかにしておらず、しかも“The Chinese Yearbook”は、第二次大戦末まで、その各年版で、引き続き、この数字をそのまま記載したことから、この数字には大いに問題があると思われる。チャン・チット・チャンは、上述の数字並びに二〇年・三〇年代の他の見積りを再検討し、新に中国語の資料を基に、ラマ僧を除いた、三〇年代初期の中国人僧、500,000人、中国人尼100,000人、中国在家信者、約4,000,000人を上廻ることはない結論している。チャン・チット・チャン『近代中国における宗教の足跡』金花舎、昭和四九年、六六・七七・九三・九四頁、参照。中国に於いて仏教は、一九一一年の清朝崩壊まで中国に属した蒙古では、ラマ教の形をとり、一九一二年の事実上の独立後も、国際法上中国統治権(Suzeranitat)下におかれているチベットにおいて国教であったことを考慮すれば、数字上ばかりでなく日本の侵略政策との関連においてみると、全く別の重要性を帯びてくる。更に伝

統的に、いわゆる平均的中国人は、地方によりその比重の置き方に多少の差はあるが、仏教・道教・儒教を同時に、矛盾なく信奉していたので、なによりもまず仏教を、極東及び中央アジア、後には南アジア・東南アジアの民族の思想的紐帯として利用せんとした日本政府の政策は、理解に難くないと思われる。この意味では、一九四五年以前の信頼に足る資料不足に困る中国人の宗教帰属性に関する統計の信憑性の問題は、これは將來にわたって解決できぬものであるが、とりわけ仏教徒の数に關しては、第二・第三義の問題となる。何故ならば、三〇年代のホ・ン・モ・ノの中国人仏教徒を四百万、或いは五百万とするかわりに、南中国で、とりわけ強かった道教―仏教シンクレティズムを、この議論に加わえるとすれば、中国の仏教徒は、一億、二億或いはそれ以上とすることもできるからである。仏教につづく、第二のものとしては、基督教を東亜に於ける紐帯とみなすことができた。これに反して、神道は、三〇年代末に世界伝道へと第一歩を踏み出したものの、全般的には、純粹に日本のものであり、それ故、短期又は中期的に、この種の機能を果すことはできなかつた。

(53) 仏教聯合会編『新東亜の建設と仏教』(仏教聯合会、昭和一四